令和８年（フ）第１２７号
秋田市泉中央二丁目４番10号　レオパレス大畑206
債務者　菅原　貴行
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３７号
秋田市港北松野町11番13号　ビレッジ港北Ａ－202号
債務者　佐々木空美花
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４５号
秋田県潟上市天王字一向74番地　一向団地２－４
債務者　安田すま子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５号
秋田県潟上市天王字上北野55番地８　コーポシャイン　Ｂ201
債務者　今野　香織
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５号
茨城県つくば市春日３丁目５番地51　ハイツ深志Ｂ棟201号、前住所茨城県北茨城市中郷町松井170番地９　メゾンベルデ101号
債務者　生野　ヒロシことイクノ　ヒロシ　デソウザ
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２２１号
茨城県土浦市並木四丁目13番22号　リーブルファイン１号棟104号室
債務者　小松崎莉菜（旧姓田村）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第７３号
茨城県古河市小堤2104番地16シェアハウスじだんぼ荘２Ｃ室
債務者　根本庄一郎
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７６号
茨城県坂東市岩井4309番地１
債務者　北田　　司
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第４５４号
川崎市多摩区宿河原３丁目３番２－１号　クレアトーレ　105
債務者　高橋　　葵
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６０号
川崎市宮前区鷲沼４丁目13番地７　シャンヴォールＩＺＵＭＩ　101
債務者　仲田　尚子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１５号
静岡県焼津市すみれ台１丁目18番104号
債務者　オヌマ　デ　ヘゼンデ　アビネル　ツトム
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４１６号
静岡県焼津市すみれ台１丁目18番104号
債務者　ナカイ　デ　ヘゼンデ　カリネ　スエミ
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２２号
静岡県富士宮市野中720番地の２　ダニエル103
債務者　佐野　直美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市書写2662番地７
債務者　矢野　敏子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０２号
兵庫県姫路市大津区平松113番地６
債務者　千葉きよみ
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３４号
兵庫県加古川市平岡町土山421番地の25　土山住宅４－209号
債務者　岡本　幸義
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１９０号
奈良県大和郡山市矢田山町47番地59　ブライトヒルズＢ201
債務者　仲澤　丈二
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
奈良地方裁判所破産係